

移住・定住を促進するため、令和3年度に実施する支援事業の概要をお知らせします。皆さんのご家族やお知り合いなどへぜひお知らせください。なお、下記以外にも申請の要件がありますので、移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。

### ❖ 移住・定住住宅取得等支援事業補助金

平成29年4月1日以降に、上十三・十和田湖広域定住自立圏（※）外から本市に転入し、令和4年3月31日までに取得した住宅に入居する人を対象に、住宅取得費用の一部を補助します（中古住宅の取得は、上十三・十和田湖広域定住自立圏内からの転入者も対象です）。

補助対象住宅	補助対象経費	補助金の額
新築住宅	建築費（購入費）	補助対象経費の10分の1（上限100万円）
中古住宅	購入費（改修費）	補助対象経費の2分の1（上限50万円）
上乗せ補助対象世帯		上乗せ補助金額
若年夫婦世帯（夫婦いずれも40歳未満）		10万円
子育て世帯（妊婦または18歳未満の子がいる世帯）		妊婦、子1人に付き10万円
3世代同居世帯（妊婦または18歳未満の子と夫婦いずれかの親がいる世帯）		10万円

※上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

### ❖ 移住・定住引越し支援事業補助金

令和3年3月1日以降に青森県外から本市に転入する40歳未満の人や子育て世帯を対象に、引越し費用の一部を補助します。※本人または同一の世帯員の転勤により、本市に転入する場合は除きます。

補助対象経費	補助金額
引越し経費（転入前の住宅にある家財道具移転の経費）	補助対象経費の3分の2（上限10万円）

### ❖ 移住支援金

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から本市に転入し、あおもりU・Jターン就職支援サイト「Aomori-Job」に**移住支援金の対象として掲載している求人**に就業した人や**青森県起業支援金の交付決定を受けた人**に、最大100万円の移住支援金を支給します。

補助対象要件	支援金の額
単身での転入	60万円
世帯での転入	100万円



Aomori-Job とは・・・

進学や就職などで青森県を離れ、地元に戻って働きたいと考えている人や青森県への移住を考えている人の就職を支援するサイトです。

県外在住の学生や求職者に、県内の企業・求人情報などを発信しています。

### ❖ 結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う住宅取得費用や住宅賃借費用、引越し費用を補助します。

#### 主な補助対象世帯

- ▶ 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの期間に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦
- ▶ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満であること。

※上記以外にも要件がありますので、申請の際は必ず事前にご相談ください。

補助対象経費	補助金額
令和3年1月1日から令和4年2月28日までに支払った下記費用を合算した額 ①婚姻に伴う新規の住宅取得費用（建物の建築・購入費）※土地購入代は対象外 ②婚姻に伴う新規の住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料） ③婚姻に伴う引越し費用（引越し業者または運送業者への支払いに係る実費に限る）	上限30万円